

夜 間 預 金 金 庫 規 定

(2024 年 10 月 1 日以降新規受付停止)

1. 利用目的

この夜間預金金庫は、当店におけるお客さま名義の当座勘定、普通預金、その他預金へご入金するため窓口営業時間外にご利用できます。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了時までにお客さままたは当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料等

(1) 使用料

- ① 夜間預金金庫の使用料は、当行所定の料率により 1 年分を前払いするものとし、毎年 4 月の当行所定の日にお客さまが指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- ② 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- ③ 契約期間中に解約があった場合は、受領済みの使用料について、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

(2) 取扱料

- ① 夜間預金金庫の使用にあたっては、当行所定の夜間預金金庫投入票（以下、「投入票」といいます。）を使用することとし、投入票の交付を受けたときは、当行所定の取扱料を交付のつど支払ってください。
- ② 取扱料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後最初に交付を受ける投入票より変更後の取扱料により支払ってください。
- ③ 夜間預金金庫契約の解約等により、未使用の投入票を返却した場合は、未使用分に応じて取扱料を返戻します。

4. 利用方法

- (1) 夜間預金金庫のご使用にあたりましては、当行所定の投入票、夜間預金金庫預入袋（以下、「預入袋」といいます。）および外扉用鍵をご使用ください。外扉用鍵は、お客さまにお預けいたしますので、夜間預金金庫の開閉に使用するとともに、大切に保管してください。
- (2) 夜間預金金庫を利用するときは、投入票に氏名、口座番号、金額、日付、時刻、預入袋番号等をご記入いただき、お預入れの現金および預金に受入れることのできる証券類（以下、「証券類」といいます。）とともに預入袋に入れ施封のうえ、外扉用鍵を使用して投入してください。
- (3) 夜間預金金庫へ預入袋を投入の際は、扉を閉じられら後に、念のため、もう一度開扉のうえ、預入袋が確かに夜間預金金庫に投入されたことをお確かめください。

5. 預金への受入処理

- (1) 夜間預金金庫は毎営業日の業務開始後に開扉いたします。
- (2) 夜間預金金庫に投入された預入袋内の現金・証券類は、当行が夜間預金金庫より預入袋を取出した日付のお預入れ金としてお取扱いいたします。
- (3) 第2項の取扱いにあたり、ご投入の現金その他が万一同封の投入票記載金額と相違する場合は、当行で再鑑確認しました金額をもってお預入れ金といたします。

6. 外扉用鍵の喪失・毀損

外扉用鍵の喪失、毀損の場合は直ちにその旨を当店へお届けください。お届けがない為に生じた損害については、当行はその責任を負いません。

なお、上記の場合はその再製費または修理費を必要により頂戴いたします。

7. 損害の負担等

夜間預金金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、外扉や預入袋の閉鎖不完全のために生じた損害については、当行はその責を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

8. 解約等

- (1) この契約は、当事者の一方の都合により、いつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面で行ってください。また、3か月以上にわたり、ご使用がない場合は、当行はあらかじめ書面で通知のうえ取扱いを中止することありますのでご了承ください。
- (2) 解約をされる場合は、お預けした外扉用鍵を直ちに当行へご返戻ください。
- (3) 第1項のほか、次の各号のいずれかにも該当しない場合に使用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間預金金庫の使用申込をおことわりするものとします。また、第8条1項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である

場合には、当行はこの夜間預金金庫の使用を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに
お預けした外扉用鍵を返却してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが夜間預金金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第2条1号に規定する暴力的不芳行為等に該当する行為
 - B．暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - C．第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、または唆す行為
 - D．その他前各号に準ずる行為

9. 夜間金庫使用の一時停止

夜間預金金庫は修理、その他やむをえない事由がある場合は、ご使用を一時停止することがあります。

10. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間預金金庫の使用権は転貸・譲渡または質権の目的とすることができません。なお、外扉用鍵についても同様とします。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. 規定の変更

この規定は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他の相当の方法により周知することにより変更出来るものとします。

以上

2024 年 10 月 1 日現在